

平成24年度 第2回新潟市環境影響評価審査会
議事概要

- 1 日時 平成25年1月22日（火）午後2時から
- 2 会場 新潟市役所 本館6階 第3委員会室
- 3 出席者 別紙名簿参照

<議事>

会長	新潟港西港区公有水面埋立事業環境影響評価準備書について、事務局より説明をお願いします。
事務局	【資料1の説明（項目1～3）】
会長	ご意見・ご質問はありませんか。
委員	排砂管敷設の掘り方の規模について、上幅と下幅をどの程度の大きさで掘るのでしょうか。
事業者	下幅は3メートルくらい、上幅は15～20メートルくらいで施工の予定です。
委員	この場所や貯泥水槽のあたりは、埋蔵文化財がある可能性があるので工事の時には立ち会いたい。なにか発見もあるかもしれませんので。
事務局	【資料1の説明（項目4～7）】
会長	ご意見・ご質問はありませんか。
委員	臭気濃度の単位表記が必要なのではないですか。
事務局	臭気決め方には二つの方法があります。 一つは、22物質、アンモニアなどの悪臭物質についてはppmという体積濃度が決められています。もう一つは、臭いを嗅ぐパネラーの正答率が、ある一定の正解率を下回ったときの希釈倍数を臭気濃度とし、この場合単位はありません。
事務局	【資料1の説明（項目8～12）】
会長	ご意見・ご質問はありませんか。 ないようですので、ここまでの内容については、皆様に了解いただいたものとしま

す。

事務局

【資料1の説明（その他の意見）】

会長

これに対していかがですか。

委員

前回の回答では、放射性物質が検出はされているけど安全と考えられるというお答えでしたが、事業者回答にある「必要に応じ検討する」というものの判断基準をご説明いただけないでしょうか。

事業者

新潟県のデータを見て、大きな変化があるなど程度をみながら調査について検討します。

委員

大きな変化の数値基準は何ですか。

事業者

食品衛生法上の100ベクレルが一つの目安になるのではないかと考えています。

会長

その他、ありますか。

委員

要約書のP50とP51ですが、建設の掘削土の行先はどこになり、どう利用するのか。また、排砂管を敷設するときの掘削土については、どのように利用されるのか。埋蔵物の有無を確認させていただきたい。

事業者

まず、入船地区の貯泥水槽の土砂は、埋め戻し用の土砂についてはそちらに仮置きし、それ以外については、場外搬出せざるを得ないと考えていますが、その場所については今のところ特定されていません。

また、海上部の土砂についても、最終的には埋め戻ししなくてはいけません。土砂を海底に置くのか、陸揚げするのかはこれから詰めていきます。

施工方法が固まりましたらご連絡し、ご説明いたします。

委員

今回の事案については、これまでに経験したことのない内容も多く含まれているので、例えば防砂シートのサンプルや排砂管の実物を見せながらご説明いただくとまた、理解度の程度が違ったと思うので、その辺も踏まえて説明をお願いできればと思います。

委員

事後調査の結果データをしっかり上げていただきたい。

生物に対する影響は、汚濁物質・水質について心配しており、あとは、植物についてはマーキングするとありますが、タグをつけてマーキングすると逆に目立っていた

ずらをされてしまったりもするので、十分注意してマーキングしてもらいたい。

データをしっかり残してもらい、似たような案件でも使えるように体制と調査結果の評価をお願いしたい。

委員

現場見学の折りにもっと詳しく説明をしていただくことで、理解度がさらに高まると思うので、そういう機会を今後は是非取り入れていただきたい。

事務局

今後、現場見学の際には、よく事業者と打ち合わせしながら、分かりやすい説明を心掛けたいと思います。

事後調査については、制度上大きな問題があるという場合には審査会を開催します。また、審査会の開催如何によらず、事後調査の結果については、委員の皆さまへお送りします。

会長

その他、ありますか。

皆さまからご意見をいただき、これを市長意見としてまとめていくわけですが、今後の作業についてどのようにまとめていくか事務局より説明をお願いします。

事務局

再度、委員の皆さまから意見をいただきまして、事務局で市長意見を作成してまいります。日程の関係上、再度皆様にお集まりいただくのは難しいので、市長意見案につきましては、文書にて委員の皆さまにお諮りいたします。その後審査会としての案の確定につきましては、会長にご一任いただければと考えております。

会長

みなさまよろしいでしょうか。

【一同異議なし】

会長

事務局案が了承されたということで、議事を終了し、事務局へお返しします。